

広島県告示第八百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイワ薬局 廿日市平良	廿日市市上平良三五八番一号	平成二年七月三一日
コウイ薬局	安芸郡府中町浜田本町三番二五号	平成二年八月三〇日